

協約・協定改訂 職場要求を勝ち取るうシリーズ ⑥

第5回協約・協定改訂団体交渉 年休の完全取得、休日出勤の解消を！

本部は9月2日、2015年度基本協約・協定改訂第5回団体交渉を開催しました。今回は主に勤務関係について、年休の完全取得、休日出勤の解消、山の日祝日化に伴う休日増、各職種勤務環境や条件の改善等を議論しました。

会社は年休問題で、現業一般社員が概ね17日の年休を取得し、世間水準より高いので問題はないという姿勢です。組合は、世間の水準が低いから厚労省も年休の取得について問題にしているし、会社も年休を完全取得させる責任があると強く会社の姿勢を質しました。又、休日出勤問題では、会社が勝手に休日出勤させる行為に対して、基本協約に書かれている条項の解釈に問題があると対立しました。協約では、休日出勤は正当な理由があれば断れるとなっています。しかし会社は、その理由を決めるのは会社であると、まさに傲慢な姿勢に終始しました。勤務環境や条件について、会社は要員を増やしたくないとは明言しないものの、全ての事柄において社員の労働強化で乗り切ろうとしています。

このような姿勢を許すならば、この先労働条件は会社の意のままとされ、労働者の身はまさにボロボロとされます。

本部はこのような姿勢を許すことなく、今後も現場で働く社員の利益を勝ち取るために奮闘します。

次回団体交渉は9月7日13時から開催されます。

**協約の勝手解釈はやめろ！
社員が納得する適正な要員配置を！**